

【基本目標Ⅲ 「やすらぎと潤いのある快適な環境の創造」を達成するための主要施策】

(1) 身近な自然環境の保全・再生

【施策の目標】

身近な緑や水辺、海辺の環境及び市街地等での野生動植物の生息・生育地を保全、再生するなど、身近な自然環境の保全と再生を図るための目標を次のとおりとします。

◆豊かな緑や清らかな水など身近にふれあえる自然環境を確保します。

【平成22(2010)年度の数値目標】

都市計画区域内人口1人あたりの都市公園面積を9.26m²にします。<平成14(2002)年度の現状値：7.71 m²>

【数値目標の説明】

県内の国営、県営、市町村営の都市公園面積の都市計画区域内人口1人あたりの面積です。

現状と課題

- ◆ 都市部から中山間地域に広がる里地里山は、多様な野生動植物の生息・生育地であるとともに、ふるさとの原風景を形づくるものとして、その価値が再評価されてきています。また、里山保全のボランティア活動も活発となってきており、県でも、「21世紀環境創造活動支援基金」や森林ボランティアの育成等を通じて、その活動を支援しています。
- ◆ 県では、都市地域の身近な緑の保全と創出を図るため、都市公園や緑地の整備、道路や公共施設の緑化などを行っており、平成14年度末での都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積は7.71 m²となっています。
- ◆ また、河川や海岸などの水辺地における、自然とのふれあいに対する要望が高まってきたことから、河川整備やため池の整備、海岸や港湾の整備にあたっては、野生動植物の生息・生育環境の保全に配慮した取組を進めています。
- ◆ 身近な緑や水辺は、市街化の進展などにより減少あるいは改変される傾向にある一方、県民の生活環境における緑や水辺とのふれあいに対する要望は高く、また多様な生態系の保全を図るうえからも、都市地域及びその周辺地域を中心とした緑と水辺の保全と創出をより一層推進する必要があります。

主要施策

ア 身近な緑の保全・創出

「三重県広域緑地計画」や「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)」に基づき、都市地域における緑地の保全と創出を進めるとともに、身近な緑の拠点となる都市公園の整備を進めます。

また、公共施設や道路などでの地域特性に配慮した緑化を進めるとともに、市街地における比較的まとまった樹林地や社寺林などの良好な緑は、風致地区や緑地保全地区制度等の活用も検討し、適正に保全します。

さらに、地域特性に配慮した緑化に関する知識の普及や意識の高揚を図るとともに、県民、事業者、市町村などと連携して緑化活動を進めます。また、地域の目印や象徴となる高木、巨樹等の保全を進めます。

イ 身近な水辺・海辺の保全・再生

人工化が進み、自然の状態が著しく損なわれている都市内河川については、水質の改善と併せて、それぞれの河川の特성에応じた多自然型川づくりを進めます。また、市街地内の小河川や水路などの環境を保全するため、住民や市町村との協働のもとで、適正な生活排水処理対策や地域の美化活動などを促進します。

県内各地域に分布する農業用ため池については、農業利水等の機能維持や生態系の保全に配慮した親水空間としての整備を進めます。都市近郊にあって豊かな水量と開放的な眺望を有するダム湖等については、周辺の自然環境と一体になった水辺空間の整備を進めます。

また、都市近郊の海岸域を中心に、周辺の自然環境や海岸域の生態系に配慮した親水空間の保全や再生を進めるとともに、港湾区域や漁港区域においては、公園、緑地や休憩施設の整備を行うなど、海を身近に感じられるような港づくりを進めます。

ウ 身近な野生動植物の生息・生育地の保全・再生

都市地域の基幹となる都市公園や大規模な公共施設等の整備にあたっては、地域の生態系に配慮します。また、里山や市街地内の樹林地等を身近な野生動植物の生息・生育地として保全するため、住民団体等の里山里山保全活動を支援するなど、適正な維持管理を促進します。

都市内河川の改修等にあたっては、治水との調和を図りながら各河川の野生動植物の生息・生育環境に配慮した川づくりを進めます。また、沿岸域における藻場、干潟の保全と再生、野生動植物の生息・生育環境として重要な砂浜への自動車等の乗り入れを禁止するなど、海浜生物や海生生物の生息・生育地の保全を進めます。

都市地域に分布する良好でまとまりのある水辺や樹林地等を、野生動植物の生息・生育空間の核となるよう保全や回復に努めます。また、市街地内においては、公共施設等での生息・生育環境に配慮した緑化などを進め、野生動植物の生息・生育空間の確保を図ります。

(2) 良好な景観の形成

【施策の目標】

都市景観や農山漁村景観を保全、創出するなど、良好な景観の形成を図るための目標を次のとおりとします。

◆やすらぎとうるおいをもたらす個性と魅力にあふれた良好な景観を確保します。

【平成22(2010)年度の数値目標】

市町村の景観制度策定数を18件にします。<平成14(2002)年度の現状値：10件>

【数値目標の説明】

市町村における景観形成に係る基本計画又は景観条例の策定数です。

※ 平成 22(2010)年度の目標値は、平成 15(2003)年 12月末現在の市町村数(66市町村)に基づき設定しました。

現状と課題

- ◆ 美しく調和のとれた都市景観は、やすらぎのある快適な都市空間形成の基本となるものであり、地域の風土の中でつくられてきた農山漁村地域の景観は、ふるさとへの親しみや愛着を育む基盤といえます。
- ◆ 県では、「県景観形成指針」に基づき、道路・沿道景観や良好な広告景観の形成に努めるとともに、農山漁村の良好な景観を保全するため、主要な棚田の保全や地域の象徴的な海岸林の保全などを進めてきました。より良い都市景観や郷土景観を形成していくためには、今後さらに、市町村や地域住民との合意形成と連携を強化し、取り組んでいくことが必要です。
- ◆ また、路上や河川敷等への放置車両や、空き缶、ペットボトル等の「ポイ捨て」は依然として多く、地域の美観や清潔さが損なわれており、地域環境を快適に保つ上で、これら支障の除去を進めていく必要があります。

主要施策

ア 都市景観の保全・創出

都市景観の障害要因である乱雑な広告物に対しては、「三重県屋外広告物条例」に基づく広告禁止地区の指定により、周囲と調和のとれた良好な広告景観を確保します。また、屋外広告物沿道景観地区の指定拡大により、都市景観の骨格をなす良好な道路・沿道景観の形成を進めます。

都市計画法に基づく地区計画制度を活用し、地区住民の合意のもとで良好な市街地の整備及び保全を図るきめ細かなまちづくりを推進するとともに、風致地区の見直しなどを含め、都市における良好な自然的景観の保全を図ります。

市街地の良好な景観を形成する観点からの景観地区制度については、市町村との密接な連携のもとで適切な運用を図ります。

イ 農山漁村景観の保全・復元

農山漁村景観の主要な構成要素である二次林や農地あるいは海岸の松並木や海浜と、その周辺に広がる山地や丘陵、台地などを農林水産業に関連する文化的景観として一体的に保全します。

また、農山漁村景観を構成してきた特色ある建造物や橋梁などの施設、特色ある生活や生産の風景を地域の生活の中で活かしながら保全するとともに、必要に応じその歴史性等を考慮した復元処置を講じます。

ウ 良好な郷土景観の形成

景観づくりに対する県民や市町村の意識の高揚を図るため、国の「まちづくり月間

(6月)」や「都市景観の日(10月4日)」等の普及啓発事業に参加するとともに、良好な景観形成に向け、景観条例の制定や景観計画の策定、景観法的確な運用について、市町村等に必要な情報提供や助言を行います。

(3) 歴史的・文化的環境の保全

【施策の目標】

各種の文化財や県内各地に残る歴史的・文化的景観の保全と活用など、地域が育んできた歴史的・文化的環境の保全を図るための目標を次のとおりとします。

◆地域が育んできた歴史と文化の薫る快適な環境を確保します。

【平成22(2010)年度の数値目標】

国及び県の指定文化財(選定、選択及び登録を含む。)の件数を890件にします。

<平成14(2002)年度の現状値：809件>

【数値目標の説明】

県内に所在している文化財のうち、国の指定(選定、選択及び登録を含む。)を受けた文化財(現状値312件)及び県が指定した文化財(現状値497件)の合計件数です。

現状と課題

- ◆ 本県には、地域の人々の長年の生活の中で形成され、残されてきた史跡や遺跡などの歴史的遺産が数多くあります。平成13年度末現在、史跡283件、名勝23件、天然記念物242件、計548件の記念物が、国、県及び市町村によって指定され、保護されています。また、旧街道沿い、城下町、寺内町等には多くの歴史的街並みや遺産が残されています。
- ◆ これらの歴史的遺産や優れた地域の景観は、地域の歴史や文化、自然環境の素晴らしさを将来に伝える貴重な資源であるとともに、県民の地域への親しみや愛着を育む資源として重要な役割を果たしています。うるおいとやすらぎのある美しい環境を創出するため、これらの歴史的・文化的遺産、歴史的街並みや自然景観を保全し、個性豊かなまちづくりを進めていくことが求められています。

主要施策

ア 文化財等の保護・活用

有形、無形の各種文化財に関する実態調査を行い、それぞれの価値を踏まえた県指定文化財の新たな指定や選択を進めるとともに、適切な管理施設の設置や復旧措置、保存技術保持者の育成、地域が育んできた民俗文化財の継承などに関する支援を行います。また、明治以降から昭和初期の近代化遺産の調査を行うとともに、国の登録文化財制度を活用してその保護と活用を促進します。

指定文化財以外の遺産で価値が認められるものについては、現状調査を行い、指定文化財も含めた県内の文化財に関する情報の収集と活用を進めます。

また、埋蔵文化財包蔵地に関する調査を実施し、遺跡地図等の整備と充実を図ると

ともに、開発事業の実施にあたっては、事前調査に基づく適切な保全対策を講じます。
重要な埋蔵文化財包蔵地や史跡名勝天然記念物等の指定地域等については、公有地
化等による保全あるいは歴史公園等としての整備と活用に努めます。

イ 歴史的・文化的景観の保全・活用

関町関宿の伝統的建造物群やまち並みの一部を形成する指定文化財の保護と活用を
支援します。また、地域住民や市町村等との協働により、地域における歴史的・文化
的遺産を保全、活用した風情と魅力のあるまちづくりを促進するとともに、県事業な
どにおいて、歴史的・文化的遺産を活かした事業がより一層展開できる仕組みづく
りを進めます。

熊野古道（熊野参詣道「伊勢路」）については、関係県や市町村と連携して世界遺産
への登録を進めるとともに、その保全と活用を図り、東紀州地域の活性化につなげま
す。